

望月 社会保険労務士事務所  
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail [info@mo-mochizuki.com](mailto:info@mo-mochizuki.com)  
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371  
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

今年も桜の季節がやってきました。つくば市は、まだ3分咲き程度ですので今週末がお花見に丁度良いタイミングかもしれません。お花見を楽しみたいのですが、今年の花粉尘は酷いです。周りの人達も口を揃えて「今年は今までで一番酷い」と言っているので間違いなさそうです。花粉症の症状は毎年鼻水と目のかゆみを中心なのですが、今年は加えて「耳が痒い」、「夜になると顔がヒリヒリする」という症状が加わりました。酒も飲んでいないのに顔が赤くなっていて結構痛みも辛いですし、耳が痒くて眠るのも大変です。来年もまたこの症状が出るのかと考えるとウンザリです・・・。

## 厚生労働省が「男女間賃金差異分析ツール」を公開しました

### 1. 日本における男女間賃金差異

日本における男女間の賃金格差は長期的にみると縮小傾向にありますが、それでも国際的にみるといまだに大きいというのが現状です。具体的にいうと、男性のフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合の女性のフルタイム労働者の賃金の中央値は、日本は78.7であるのに対し、OECD諸国の平均値は88.4となっています（「男女共同参画白書 令和6年版」より）。

### 2. 政府の施策

こうした状況に対処するため、政府は法制度の改正や資料の作成、情報発信などを行っています。令和4年7月8日には、女性活躍推進法に関する制度改正が行われ、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して「男女の賃金の差異」の公表が義務づけられました（当該項目は新設の開示項目）。なお、開示対象企業を、非上場を含む従業員数101人以上の企業とすることが検討されています。

### 3. 「男女間賃金差異分析ツール」

政府は3月3日、企業における男女間賃金差異の課題・要因分析を支援するため、簡易な要因分析ツールである「男女間賃金差異分析ツール」を公表しました。同ツールはExcelで作成されており、厚生労働省のホームページからダウンロードすることで利用できます。画面の指示に沿って自社の従業員の給与情報等を入力することで、男女間の賃金差異、その要因に関する数値、同業他社との平均値の比較などを分析することができます。

他にも、役職を持つ女性の割合や勤続年数についての分析もできます。

また、「活用パンフレット」も公表されており、分析結果に基づく課題別の目標・取組みの設定方法や、「一般事業主行動計画」への活用方法などが解説されています。

日本では、以前に比べれば男女間の賃金格差は無くなって来ましたが、管理職に占める女性比率が低いこと、女性の継続就業に課題があること等の様々な事情が男女間賃金差異には反映されています。このツールは、特に女性の登用や就業継続の進捗を測る観点から有効な指標となると考えます。

厚生労働省の「女性活躍推進法特集ページ」には、関連する制度改正や政府の取組み・好事例集などがまとめられているので参考になります。また分析ツールはExcelですぐにダウンロードでき、数値を入力していくことで自動的に分析ができるので是非試しに利用してみても如何でしょうか。

【厚生労働省「男女間賃金差異分析ツール」を公開しました】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_53416.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53416.html)

【厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>